

24号



2012年

6月9日



運営委員リレー巻頭言IV：子どもの権利を考える

5月19日の親子ネット講演会を通して、『子どもの権利』、『子どもの福祉』という事を改めて考えました。私達は不本意ながらも別居や離婚により自分の子ども達の成長に日常的に関わることが難しくなり、その分子ども達と一緒にいた時以上に子ども達に何が必要か、何をしてあげられるかを常に意識し、当たり前の様に子ども達と一緒にいた時以上に子ども達の幸せを強く願っているという点でたくさんの共通点があると思います。この講演会は『子どもの視点』の大切さを再度確認させてくれるものでした。

講演をして下さった小嶋弁護士の著書、「離れていても子どもに会いたい」はお読みになったでしょうか？子どもと一緒に生活が出来ない状態にあるとしても、親が自分の子どもに会いたいと堂々としていいのだとう、至極当たり前の事を再確認しました。

著書の中で、「両親の離婚で生じる子どもに取っての最大の不利益は両親の別居であり、この不利益を解消又は軽減する」には「子どもにとっては、離婚後も父母と交流し、父母に養育されることが実現されなければならない」とあります。さらに、「共同親権制度を採用していないわが国にあって、単独親権者の親権の行使を妨げることなく、非親権者が子どもに有する権利があるとすれば、それは、単独親権者に対する一種の監視権だ」とあります。離婚が子どもとの縁切りになりやすい現状は私達が変えていくしかありません。

また、本の中には「子どもの人権は「自立」と「保護」の調整が図られるべきこと」であり、「親権は子どもに対する親の一方的な権利ではなく、子どもの利益の為の権利であり、むしろ親の義務である」、「子の利益に反する親権の行使が許されない以上、子どもの人権を侵害するような親権の行使も否定される」とあります。

「子どもが成人でない事を未成熟であるとしてマイナスにとらえるべきではなく、成人になるまでの成長過程にあるとしてプラスにとらえるべき」であり、「子どもの人権論は子どもの主体性を基本として理解されるべきであり、その意味で「自立」の要素が重要視されるべき」と訴えています。

アメリカで小学校低学年、又は未就学の子どもにも、それ以上近づかれると不快に感じる「パーソナルスペース」などを教える機会があります。性的いやがらせなどの対象にならない様、嫌なことでも嫌と言えず受け入れてしまうのではなく、自分自身が不快に感じる事は当然であり、嫌だと主張していいと教えます。これは未成熟な子ども達を保護しようという視点から一歩進み、嫌なことを嫌う事はわがままではなく当然の権利であり、子ども達ひとりひとりが尊重される存在である事を教えています。成人していない子どもを「主体性のある個人」として過剰に保護をせずに尊重するという社会の取り組みの一例です。

講演会では、親の離婚を経験した子どもの立場のお話を伺うことも出来ました。また、青木先生の心理の話からも、離婚を経験した子どもの力を改めて頼もしく思いました。子どもが両親の離婚でつらい想いをしながらも成長していく中で、結果として別居や離婚を選択する事になった自分が、親として何が出来るかを常に模索しながら子ども達と一緒に成長したいという前向きな気持ちです。

法改正が実現し、面会が当たり前、又は共同親権社会になったとしても、自分自身の問題が自動的に解決する訳ではなく、自分の問題は自分で解決するしかないと思っています。それでも親である、という自信を持って前向きに一緒に理想の実現を目指しましょう。

運営委員（子どもの心理担当） 笠原麻紀

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

e-mail : info@oyakonet.org HP : <http://oyakonet.org/>

会員 入会金500円・会費 2000円

ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号002 普通預金 口座番号4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク



親子ネット講演会

「子どもの連れ去り」「親子引き離し」は児童虐待！

5月19日に開催されました、標記講演会は、参加者が90名という盛会になりました。開会に当たっては、衆議院議員の馳浩先生から祝辞を賜り、さらに馳先生の秘書の天野様にもご出席いただき、ご挨拶も頂戴いたしました。

本レポートでは、講演会のうち、第1部でお話を聞いていただきました各講師の先生方のご講話の内容を中心にお伝えします。

【離婚の子どもの立場から】（中田和夫氏）

インターネットのソーシャルネットワーク「mixi」内で、両親が離婚した人を対象としたコミュニティ（3,800人参加）の管理人を6年やっている。自身は、乳児期に父母が離婚し、引き取った父親や祖父母から「母親は死んだ」と伝えられ、事実を知ったのは高校生の時であった。母親の記憶がなく、また母親がいないことが当然であった家庭環境で過ごしてきたこともあって、母親を探したり、会おうとする意図は湧き出てこなかった。しかし、就職し社会人となった直後に対人恐怖症や鬱症状状が出始め、心理専門のカウンセリングを受け続けた後、26歳の時に自分のルーツを求め、自力で母親を探し出し、再会を果たした。

《「mixi」コミュニティ内で“会えなかつた別居親への思い”を集約した結果について》

「会えなくてつらい」と表明する声は限定的であったが、その理由は以下の3点と予想される。

- ・本当に会いたい気持ちはあるが、そのことをこれまで言えなかつたし、言いづらい
 - ・長い間、会いたい気持ちは押し込めてしまっているうちに、意識の間から抜け落ちてしまっている。
 - ・コミュニティのメンバーの大半が成人している。
- 《父母が離婚する際に子供の立場として求める要望》
- ・現実を歪めないでほしい。別居親が、どこで暮らしていく、子どものためを思っていることなどの事実があれば、きちんと伝えてほしい。
 - ・別居親へ会いたいという意識が、会えない期間が長期化することで軽薄化しないためにも、別居親と面会交流をする機会があることが、子供にとって望ましい。

【保育の現場で子どもと接してきた立場から】（梅津なみえ先生）

《子どもの性質について》

日本では、子どもはお母さんの従属物という感覚があるが、「子も1人1人が人格を持っている」ため、親はそれに配慮しないといけない。

親の考え方の行き違いで紛争が起こっても、「子供は子供」であり、夫婦とは別に考えられないものだろうか。係争中であっても、子供は会わせるべきである。

また、祖父母が一緒になって別居親を誹謗中傷するタイプが見受けられる。子ども視点で対応できないものだろうか。

一方、「子は大人の背中を見て育つ」ものである。そのことについても親は子に配慮しなければならない。子は親の背中を出発点にし、親と自身の比較によって成長していくものであり、お父さんとお母さんの生き方は、子どもに大きく影響する。また、親からの影響によって子どもがどう揺れ動くか、年齢によって異なるものである。日々夫婦喧嘩している家庭環境の子どもは、乱暴だったり、情緒不安であることが多い。

《支援活動している面会交流の実態について》

まず、裁判所の判断までに至る経緯が長すぎる。また、判断内容も「月に1回〇時間」など応用性、発展性がなく、子どもの成長に見合った内容ではない。具体的に言うと、3歳児のお子さんでは1~2時間で満足できる内容であることがあるが、5歳以上になると遊ぶ内容も変わるため、1~2時間ではあまりにも少ない。時間の拡大を双方の親に提案しても、それぞれの同意が必要なため、実現しない状況が多く見受けられる。今後は子どもの成長に見合った面会交流の取り決めが望ましい。

【片親疎外の専門家、研究者の立場から】（青木聰先生）

連れ去り・引き離しはアメリカでは「誘拐罪」であり、子どもへは間違いなく悪影響があることが深く認識されており、それを議論することすらない環境である。

引き離しや片親疎外の子どもの反応や影響について、以下のようなアメリカの研究結果がある。

《乳幼児を母親と一時的に引き離す、ストレンジ・シチュエーション法の実験結果について》

ストレンジ・シチュエーション法の手順

乳幼児と母親が部屋に入る

見知らぬ人物が入室（ストレンジ状況）

母親だけが部屋を出る（分離/引き離し）

一定時間後に、母親が部屋に戻る（再会）

この実験による乳幼児の反応は、以下の4パターンに集約される。
①安定型（分離に再会を喜ぶ）
②回避型

（分離と再会に無反応）
③抵抗／両価型（分離に激しく抵抗し、再会には激しく拒絶。しかし、抱かれるとしがみついて離れない）
④混乱型（無反応だったり、過剰に抵抗／拒絶したりで一貫性がない）

この研究結果を「アタッチメント」（関係性の中で情緒的安心感を得ている状態）に当てはめると、以下のようになる。
①安定型→アタッチメント行動を適切に行う
②回避型→アタッチメント行動を使わない
③抵抗／拒絶（3ページに続く）

(2ページから)

抗／両価型→アタッチメント行動を過剰に使う④混乱型→アタッチメント行動の使い方が分からぬ。この結果から、子どもの信号に対する母親（養育者）の敏感性について、鏡のような情動調律が重要で、いかに両親（複数の養育者）の存在が重要な読み取ることができる。

《引き離し・片親疎外による子への影響について》

アメリカ国内では、引き離し・片親疎外についての統計上の研究も盛んに行われており、以下のような研究結果が明らかになっている。“引き離しによる子への直接的な影響”は、片親やその親族などを失うことによる「喪失体験」→「悲嘆反応」、また「内面化」→「自己否定」によって、別居親に対する否定的な印象が作り上げられる。また、これらの傾向は、幼少期でも3歳以下ではあまり出ず、4歳以上になって生じてくる傾向が強い。

“片親疎外による心理的影響”については、「自己肯定感の低下」「抑うつ傾向」「アルコール依存傾向」「アタッチメント行動の混乱型」などの症状がでることが浮き彫りになっている。

また、引き離し後の監護状況が安定している場合において、2つの家を行き来する生活によって、子どもは混乱するのではないか？と懸念することは、日本国内において監護する親がよく指摘しがちな内容であるが、研究結果は、「面会交流を実施しているほうが、情緒面、行動面、学業面のすべてにおいて、評価点が高い」ということが、統計学の観点からも搖ぎ無い結果となっている。

《子育て時間と情緒的安心感の関連性》

この研究は、子どもと交流する頻度や時間によって、どの水準から「情緒的安心感」が高まるかを研究したものである。面会交流の時間や頻度が少ない場合、子どもが抱く不安や不信感、苛立ちなどから、「情緒的安心感」が低下する傾向が浮き彫りとなっている。この研究結果では、子どもの「情緒的安心感」が上向くのは月に4日～6日の頻度で面会交流を行うことで、はじめてマイナスからプラスに転じる内容になっており、日本で一般的な月1回数時間の貧困な面会交流などでは、むしろ「情緒的安心感」が低下することを示す結果となっている。この研究結果は、引き離された親子再統合のために、“アタッチメント”を長い時間をかけて育む必要性を如実に表している。

【弁護士の立場から】（小嶋勇弁護士）

《民法改正のガイドラインについて》

連れ去り・引き離しについて、一般社会では問題としての認識はまだ低い。ただ、2012年4月の民法改正による面会交流のガイドライン化によって、家庭裁判所の現場レベルでも期待以上の効果が出てきている。調停などにおいて、書面を提出し、活用すべきである。

《現在の法制度と親子関係について》

別居中は、当然、共同親権、共同監護であるにも関

わらず、事実上の単独親権・監護となっている。離婚後の非親権者の地位についても、十分に議論がされているとはいえない。子どものためにも、非親権者は、子どもを監護している親を監視、見守る権利を有するべきである。また、親権と監護権の分属は、現行制度でできることであり、審判や判決など家庭裁判所の判断では分属が認められることは少ないと、調停を活用し、もっと主張すべきである。

《連れ去り・引き離しの法的問題について》

裁判所の親権者を定める判断で「母性優先」がよく用いられるが、男女平等に反する性別による差別であり、憲法違反である。また、「現状維持」についても、連れ去りそのものが一方的な同居義務違反の違法行為であるにも関わらず、違法状態の継続を尊重することが正しい判断と言えるのか。さらに、「子どもの意志の尊重」についても、子どもの真意をどのように確認するのかが大きな問題といえる。

《解決の道筋について》

民法改正後、家庭裁判所の体質は徐々に変わっているが、審判や判決で隔週2泊3日などの条件が出ることはほとんどない。親権・監護権の分属についても同じことが言えるが、審判や判決にせず、調停の段階で有利な条件を勝ち取ることが、有効で賢い手法である。また、面会交流の条件も曖昧なものにせず、もし不履行になったときに権利を主張できるよう債務名義になるような基準をしっかりと明記すべきである。調停での解決のポイントは、「子どものためにどれだけ譲歩できるか（太陽政策）」、「子どもが関わる問題に勝ち負けはない（チキンレースを避ける）」であり、この2点を留意すべきである。

第1部では、このような講演が行われました。休憩を挟んだ第2部では、山本弁護士も加わり、「連れ去り・引き離しで、子どもはどれほど傷ついているのか」、「親の離婚に直面して、子どもはどう思うのか、どうして欲しいのか」、「子どもの傷を最小限にするために、できることは何か」の3つの論点から、講師の先生方に討論をお願いしました。

「養育プラン」と「友好親優先ルール」を導入するなど、離婚時の親教育を充実させることの必要性が言及され、最後に「子どもの連れ去り、親子引き離しを禁止する法整備を求めるアピール」が読み上げられて、閉会となりました。

（吉野 茂）



当事者の周囲にいる大人、その責任

この会報が読まれる頃、弟はようやく得た我が子との「面会交流」の日を迎えます。自分の子供に対して「面会」という言葉を使わねばならないことには、いつまでも強い違和感とともに嫌悪感を覚えますが、そんなことを気にしているわけではないほど、今置かれている状況は何もかもが理不尽です。我が子を連れ去られてしまつたのに、連れ戻すことは許されない。事実無根のDV夫に仕立て上げられ、嘘がばれて逃げ場を失つた相手が訴えを取り下げてもなお、被害者だと申し出た者の意思だけが尊重される。こちらだって親権者なのに、我が子から引き離されたままでいる。子どもを抱え込み、自分の意のままに周囲を動かす妻を支援するための婚姻費用を送り続ける…。

誘拐も冤罪も搾取も甘んじて受け入れよ、とはまさに悪夢です。パパっ子だった愛娘たちは3歳9か月と1歳7か月だったある日、癇癪を起した母親によって突然父親を奪われました。毎晩にぎやかにパパの腕枕を奪い合っていた姉妹は、いまどのように夜を過ごしているでしょう。引き離されてから実に7カ月ぶりに初めて短い時間の再会が叶ったとき、弟は「この子はこんな声だったのかと思ったよ」とだけ言いました。引き離されている間にも子らは成長し、下の娘は言葉を話すようになっていたのです。わが子の成長をこのような形でしか知りえない親の無念さ、そして血を分けた親から引き離され、連れ去った親の意のままにされる子どもへの影響を慮るに、この国ではなんと野蛮で非人道的な行為がまかり通っているのかと戦慄がはしります。

そんな想像もしなかった災難で参つてしまつていた私に、親しい人が「所詮兄弟のことなのに、なぜ今まで肩入れするの?」と言いました。その言葉に私は、誰にも理解してもらえない異常な状況にいるのだと一層孤独な思いを募らせたのですが、そんな折、いつの日か姪たちが帰ってきた時のため、発達心理に詳しいカウンセラーと話す機会を得ました。不自然な環境に置かれている姪たちを思つてのことでしたが、思ひがけずこれを契機に様々なことがよみがえつてきました。そして、父親から引き離されてしまった幼い姪たちに、私自身を重ねて見ているのではないかという想いに至りました。

私自身は片親家庭であることを母が負い目に感じるほどには気にしていないつもりでした。しかし、抑えていた感情があったようです。私は幼いころに両親が離婚し、弟とともに母によって家から連れ出され、一時は双方の親による私自身の奪い合いも経験しました。転校先の小学校に突然現れた父方の祖母が「おうちに帰ろう」と私の手を掴んだときのことも覚えています。ほかにも色々なエピソードが記憶の中に眠っていました。

「前だけを見て生きてきたから子ども時代のことはほとんど覚えていない」と思つてきましたが、子どもは「辛い感情」を「忘れる」ことで無意識に身を守つているのだそうです。心理学の用語があると聞きましたが、そんなことよりもまさにいま、姪たちが「忘れない」とやっていけない」時間を過ごしているのではないか、と心配で胸が張り裂けそうです。

苦労をかけた母への深い感謝は、ときに恨みの感情と表裏一体でした。母がつい口にする父や父方を非難する言葉は鋭く私の心に刺さり、申し訳ない気持ちといったたまれない気持ちが高じて母を恨む気持になっていたようにも思います。

一緒にいて、ご飯を食べさせて、服を着させて、学校にも行かせてくれるのは母親なのに、その場にいない、生活のどこにも関わらない父親の存在を否定されることがなぜこんなに苦しいのかは子どもでも理解していました。親を否定されるのは自分自身を否定されていることだと受け止め、しかもそんな感情は、今の自分の生活を成り立たせてくれている親に、知られるべきではないとも察していました。

私は引き離されて何年もたつてから父親と行き来ができるようになりましたが、その頃にはとうに抱っこしてもらう年齢でもなくなつておらず、父親とどう接すればよいか分からず、困惑しました。男親を得た弟は大喜びでしたが、私は父親が喜ぶので会っているという感覚でした。いてほしかった時にいなかつたくせに、と反抗的な気持ちも少しありました。しかしそのぎこちなさすらも少しつ受け入れて、糸余曲折を経たなりの関係を築いています。かけがえのない子ども時代に父親不在だったことは残念なことですが、どんなことがあっても、親はかけがえのない親なのです。

私には両親が離婚に至つたことを責める気持ちは全くありません。結婚していようがいまいが、もっと言うなら、一緒に住んでいるかどうか最も重要ではあります。

いつもちゃんと見守ってくれていると感じられればそれで良い…とは言えなくとも十分我慢できるのです。しかし若い夫婦の周囲にいた誰かが、頭に血の上った夫婦を諭すか無理やりにでも、子どもとの縁を途切れさせぬように仕向けてくれなかつたかと、本当に残念で悔しく思います。こう思い返てきて、なぜこうも身を引き裂かれるほどに弟夫婦のことに悩み、姪たちを案じずにはおれないのかがようやく腑に落ちたところです。いままさに私が、「そのとき若い夫婦の周囲にいた誰か」だから、とても傍観者ではいられないのです。

片親不在だった自分の子ども時代にできる限り戻った目線で、この会の、子どものために不条理に立ち向かう皆様を見たときに、私はとても頼もしく、誇らしい気持ちすら覚えます。

いま不本意な状況に苦しんでいても、その時間以上のものが取り返せるときは必ず来ると私は信じています。

(田中 緑)



教えて！知りたい！活動Q&A

親子ネットでは、講演会に参加された皆さんに、「講演会内容に対する質問や感想」と共に、「活動に関する質問や感想」のアンケートを行っています。今年度開催しました3回の講演会で皆さんからいただいた「活動方針や基本的な考え方に関する質問」とそれに対する「回答」をまとめます。

(運営委員会)

Q1：「連れ去り別居」は、理由があっても禁止すべきなのでしょうか？

A1：DVや児童虐待があった場合、「連れ去り別居」を認めて良いという方がいます。この考え方は、国内問題だけでなく、ハーグ条約の批准に対しても、よく議論となる大きな問題です。

一見、理があるように思えるのですが、よく考えてください。我が国は罪刑法定主義の国ですから、DVや児童虐待が事実なら、暴行・傷害罪や脅迫罪で拘束し刑罰を与えること、児童虐待なら更に児童虐待防止法で親権の一時停止を求める事ができます。それが法治国家での犯罪対応の、あるべき姿です。侵した罪とそれへの罰は、法律で決められていて、それ以外の行為で対処するのは間違っています。

「子どもを守るために、他に方法がなかった」という主張をよく耳にしますが、一方の当事者が私見のみで勝手に「連れ去り別居」するのは、相手方の持つ共同親権・共同監護権という民法上の権利を著しく阻害する、不法行為に他なりません。まして、国内の連れ去りで見られるように、財産から生活用品まですべて持ち出してしまうのは、私的制裁と言われても仕方ない行為ではないでしょうか。

Q2：請願書に出てくる「養育プラン」と「友好親優先ルール」とは、どのようなものですか？これがあると、何故「連れ去り・引き離し」への対策になるのですか？

A2：今回の民法一部改正で、離婚届に養育費と面会交流の協議の有無を記入する欄が新設されました。「養育プラン」は、この記載をさらに発展させたもので、離婚する夫婦が、子どもとの今後の関わり方をお互いに約束し、その取り決めを裁判所に提出するというものです。欧米諸国や韓国では、この取り決めを提出しないと離婚が認められません。結婚は大人になれば誰でもできますが、離婚をするためには、「大切な子どもの権利を守るために、さらにもう一步大人になってください」という考え方と言えるでしょう。

「友好親優先ルール」は「Friendly-Parent-First Rule」を訳したもので、離婚後の親権や監護権をどちらの親に与えるかを審査する際に、それぞれの親が「自分の方が相応しい」「相手は相応しくない」と、「自分の優位性（相手の劣位性）」を主張しあえば、お互いに葛藤が高まり、面会交流にも養育費の支払いにも、拒絶感が生まれます。「友好親優先ルール」は、「非監護親と子どもの交流に、より寛容である方が監護者に相応しい」という考えです。「もし、自分が監護親になったら、相手方（非監護親）には、これだけの親子交流を認めますよ」と条件を出し合い、最終的にはより寛容な条件を提示した親を監護親に選定するのですから、非監護親と子どもの交流時間は、競い合うほどに多くなっていきます。

Q3：「連れ去り・引き離し」で苦しんでいます。「連れ去り・引き離し」対策に長けた弁護士の先生、「片親引き離し」に関する意見書を書いてくれる医師や臨床心理士の先生を紹介して貰えませんか？

A3：講演会のアンケートだけでなく、親子ネットの問い合わせアドレスにも、このような質問も数多くあります。しかし、個別の紹介は行わないというのが、親子ネット運営委員会での基本的な考え方です。

親子引き離しに関連する法廷闘争には、調停、審判、裁判といった様々な局面があります。事件内容も、面接交渉、婚姻費用、円満解決、離婚、損害賠償など様々です。そして、それぞれの事件への対応の仕方も、一人一人異なります。相手方の状況も千差万別です。悪質なケースもあれば、冷静に話し合えば解決できる場合もあります。そして、係争の場所が東京なのか地方なのかによっても異なります。全ての条件が一致しても、本人と先生との相性が合わないこともあります。私たちは、あくまでも当事者であって、法律や精神医学などの専門家ではありませんから、一般的な視点でのアドバイスをすることは可能ですが、個人名を挙げて紹介をすることは無責任だと考えます。

弁護士の先生に関しては、子どもの成長を大切に考えていただける先生にお願いすることが大切です。一口に弁護士と言っても、経済問題が得意な方もいれば、特許などの知財が専門の方もいます。親子の問題や、DVの問題など、家事事件に経験を有する方にお願いしてください。個別の名前は挙げませんが、親子ネットの講演会で講演していただいている先生方は、親子問題の解決に熱心な先生ばかりです。

DVや虐待、片親引き離し症候群などに絡んで、意見書や診断書を書いていただきたいという希望についても、基本的な答えは同じです。必要な書類の内容を整理した上で、リーガルサポートサービスを謳っている医師や臨床心理士を検索して、ご自身で確認してください。

私たちは当事者の団体ですから、運営委員と言っても、専門的な知識はありません。できることは限られています。それでも、多くの当事者の一つ一つの経験を共有することで、対応策を相談したり、励まし合ったりすることができます。悩まれている方は、ぜひ定例会にご参加下さい。

* * * 講演会参加者からのコメント * * *

- 青木先生の科学・データに基づいたお話は、説得力があり勉強になりました。小嶋弁護士の法律的な問題から、わかりやすく説明して頂きました。力強い言葉には勇気づけられます。
- 地方への啓蒙活動をお願いしたいです。子どもに関わる各機関にも 実情の啓蒙や講演会のおさそいをお願いしたいです（既に行っているかも知れませんが）。
- 「子どもの連れ去り」「親子引き離し」に、テーマを絞った講演内容は的確で分かり易かったです。連れ去り、引き離された子がほぼ「混乱型」になり、（引き離された親側に対する）「アタッチメント」が形成されない実験結果を社会が重視すべき問題として、一日も早く社会で認知され、月4～6日以上の面会交流の法制化を実現できるように目指すべきだと、再認識できる講演内容でした。
- 未婚・既婚カップルの心理相談員をやっている者です。最近、男性（父親）からの離婚相談で、子どもの連れ去りや親権について相談される機会が大変増えました。勉強する場が欲しいと思い、初めて参加しました。当事者でなくても、もっと社会問題として認知度を高めていきたい、大切なテーマと思いました。非常に勉強になり、引き続き参加させて頂きたいと思います。

討論資料

ハラスメント判断基準と「ストレスー脆弱性」

「連れ去り・引き離し」の現場では、「DVを受けたから、避難しました」という発言が頻繁に出てきます。でも、子どもを連れて逃げ出し、転校までさせる必要があるの…？勿論、ボコボコにされて命からがらという被害者がいることは承知していますが、精神的DVで避難となると、ちょっと疑問が湧いてきます。精神的DVの定義には、「軽微なものは除く」の注意書きが入っていますが、「不愉快！」とか「気にくわない」レベルで親子を引き離したら、やりすぎじゃないの？と思いますよね。そこで、いわゆる精神的嫌がらせ（モラハラ）の典型である、家庭内のいじめ（精神的DV）と、職場のいじめ（パワハラ）の判断基準を勉強してみましょう。

家庭でも職場でも嫌がらせ行為は、時には犯罪になりますが、離婚有責や損害賠償、さらには労災認定では、どのような規準で判断されるのでしょうか。調べてみると、パワハラで精神疾患になった場合の労災判断には、労基局長による「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針（平21.4.6.）」という通達があり、「（心理的負荷を総合評価するには）本人がその出来事及び出来事後の持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が、一般的にどう受け止めるか」という観点から検討されなければならない」とされています。「打たれ強い人」は多少のストレスでも大丈夫ですが、「脆弱な人」はちょっとしたことでも参ってしまうというように、あるストレスによる影響の受け方には、個人差があります。これを「ストレスー脆弱性」といますが、有責性や損害賠償の認定においては、この個人差は問題です。同じ嫌がらせをしても、Aさんは平気、Bさんは病気…。同じ精神症状が現れていても、Cさんは毎日5時間の残業、Dさんは残業なし。このような違いが考慮されずに、いい加減な判断で労災が認められたら、会社だって困ってしまいます。そこで、厚労省は、「本人の主觀ではなく」「同種の労働者の一般論」で検討することを謳っているのです。個別のストレスについて、大中小の分けがあり、このストレスはどのレベルというガイドが出来ています。

一方、DVではどうでしょう。よく聞くのが、「『自分がイヤだと思ったことは、全てDVなのよ』とカウンセラーに言わされたから、あなたはDVなの！」という言葉です。この言葉に従えば、DVかどうかの判断は、本人の脆弱性に委ねられ、一般化することは出来なくなります。これでは、離婚の有責性を判断する場合でも、判例も基準も（社会一般の常識も）通用しなくなってしまいます。人には好き嫌いの波がありますから、相手がしたことを「イヤだと思う時」もあります。この行為が故意かどうか、継続性があるかどうかなどから、悪意の嫌がらせかどうかが判断され、さらに悪意の度合いが、一般的に見てどの程度の大きさなのかから、離婚や損害賠償に当たるような有責かどうかが判断されるべきなのです。

現在の精神的DVの運用は、「ストレスー脆弱性」理論を適用する許容範囲を超えていっていると言ってもいいでしょう。個人の主觀によらない、常識的な正しい判断を導入する法改正が必要なのは言うまでもありません。

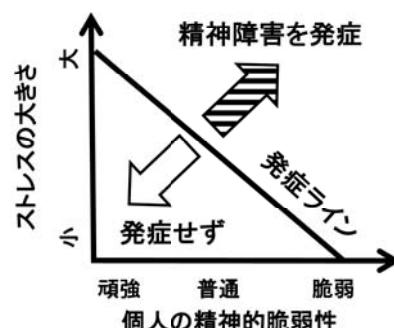
（印籠一帆）

「ストレスー脆弱性」理論

『環境からくるストレス』と『個体側の反応性、脆弱性』との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まるという考え方。ストレスが非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こる、逆に脆弱性が大きければ、ストレスが小さくても破綻が生じてしまうということになります。

なお、この場合のストレス強度は、環境からくるストレスを、多くの人々が一般的にどう受け止めるかという客観的な評価に基づくものによって理解されます。精神障害等の労災認定は、この「ストレスー脆弱性」理論を基礎にしています。

精神障害の成因を考える時には、ストレスの侵襲性と個体側の脆弱性の両方が偏りなく検討されなければなりません。



子どもとことば

梅津 なみえ

昨年9月13日に初孫の権志（かいし）が生まれた。母親である私の長女は、短い育児休暇を取り、今年4月から仕事に復帰した。2月末保育園も決まり、仕事復帰に向けて人事課での面接があるということで、子どもをパパに預けることになった。ずっと母乳だったので、出かける日数日前に久しぶりに哺乳瓶でのミルク授乳を試すことになった。生後5か月半の権志は、哺乳瓶を口に含ませたその瞬間「オエッ」と涙目になってしまって全く受け付けない。さらに「なんでママがいるのに哺乳瓶なのよ…」と言っているような視線を向け、恨めし気に親指をちゅつちゅつとしゃぶり始めた。ママは「権志ごめんね。今度パパとお留守番の日があるから、哺乳瓶の練習をしてね。あとでおっぱいあげるから…」と言うと、権志は吸っていた親指をちゅぱっとはずし、ママの持つ哺乳瓶に手を伸ばし、自ら口に入れた！そして5回ほど吸って、涙目になりながら「もういい？」という救いの目をママに向けてその日の哺乳瓶練習は終わった。

孫が特別に賢い子だというのではない。赤ちゃんでもじっと親の会話を耳を傾けているような表情を見せることがあり、小児発達の専門家によれば、実はけっこう会話の内容を理解しているとも聞く。赤ちゃんの言語潜在能力、恐るべし…である。

ことばには獲得時期（限界）があることを教えてくれたのは、5歳児で入園してきたKくんである。彼は、日本人の父親とフィリピン人の母親をもち、生まれてからずっと父親の仕事の都合で日本とフィリピンを数か月単位で行ったり来たりしている生活だった。そのため、彼の言語環境はタガログ語、英語、日本語が目まぐるしく入れ替わり、満6歳になっても、会話らしい会話はどの言語でも全くできなかつた。保育園では、保育士の指示もなかなか伝わらず、友達ともなじめず、卒園するときにやっと2語文程度の日本語を話すようになった。

「ことば」というと、話すことばだけ重視されがちだが、「内言語」と言われる思考のための言語の方が重要だとされる。子どもの「考える力」が低下していると言われるが、子どもにとって重要な言語環境である両親を含めた家族の会話が大切なのだと思う。

さて、孫のその後…保育園に入園した孫は、保育士さんに抱かれておいしそうに哺乳瓶からミルクを飲んでいるという。「保育園はミルク。おうちではママのおっぱい」と孫なりに区別している。

（NPO法人 保育支援センター 理事長）





別居時の公的支援不正使用も問題だ！

売れっ子お笑い芸人親子のマスコミ報道に端を発して、生活保護の受給に関する不正の問題が、国会議員からも取り上げられるようになりました。今回の問題では、親族に充分な収入がある場合に、生活保護を受けてよいのかという扶養義務のあり方の問題と、受給者に定期的に義務づけられている収入の確認作業が、有効に機能しているのかという運用の問題が争点になっています。

しかし、今回問題となった争点は、行政支援の持つ様々な問題点の入口に過ぎません。私たちが直面している、子どもの連れ去りの現場においては、明らかな悪意による「収入隠し」や、「行政の特別ルールによる支援措置」が存在しています。

夫婦が不和となり別居を開始すると、双方の収入を勘案して、婚姻費用の受け渡しが行われます。私たち親子ネットの会員では、多くの場合、子どもの養育費と相手方の生活費を合わせて、毎月数万円から数十万円を相手方に支払っています。この婚姻費用は夫婦間の授受のため、収入としてカウントされることはありません。勿論、課税対象にもなりません。自治体によっては、「本来は登録すべきもの」と話すところもありますが、多くは公にならないのです。そのために、婚姻費用は「収入隠し」が容易で、さらなる支援措置を申請することができるのです。

さらにこの不正申請を容易にするのが、DV防止法による特別な支援措置の存在です。DV防止法では、DV被害を訴えれば、真偽を確認することなく、「住民票の強制分離」、「連れ出した子どもの強制転校」、「保険組合の強制脱退と、国民健康保険への加入・負担金減免」など、様々な行政サービスが受けられます。緊急に身を隠さなければ生命すら脅かされるようなリアルDVの場合には、生活の支援は安全確保の大切な要素です。しかし、現行DV防止法では、事実確認の義務がありませんから、リアル被害者だけでなく、「DVされた！」と言えば、誰でも特例での支援措置が受けられます。勿論、連れ去られた親への確認なんてありませんから、たとえ扶養の意思があって、養育費や生活費を支払っていても関係ないのです。

このように、簡単に支援を受けられることが、安易な連れ去り別居が頻発する一因なのではないでしょうか。そして、一旦連れ去り別居が行われれば、住民票が分離されても戸籍上は夫婦であるため、婚姻費用が収入と位置づけられずに不正申請の温床となり、逆に、戸籍上夫婦でありながら住民票が分離されているために、子どもの学校行事にも参加できないという、行政の支援行為による親子分断の問題も起こってくるのです。

生活保護をはじめとする行政の支援措置は、病気その他の特別な理由で自立・自活ができない国民への臨時的、暫定的な措置であるのは当然です。そして、受給者はできるだけ早く自立・自活を目指す必要があるのは、憲法27条に「国民の勤労の義務」として明記されている通りです。

婚姻費用を受け取っていながら、さらに支援措置を請求し受給する行為は、上記の芸人親子のような扶養の義務の問題ではなく、明らかな公金の不正申請、不正受給です。これを可能にしているのが、「双方の意見を聞いて判断する」という基本的なルールに則っていない、DV防止法をはじめとする関連法令の運用システムにあることは言うまでもありません。

単なる性格の不一致での別居であっても、例えばDVや虐待と申し出ただけで、なんら精査することもなく、片方の親にのみ特別なサービスを付けることは、税金の使用方法としても間違っています。国も地方も財政が逼迫している折、このような不正を許すべきではありません。そのためには、不正な支援受給の温床となっている、別居時の特例での支援措置に関連する法令の運用を見直すと共に、養育費や面会交流など別居時のルールを明確に規定する必要があると考えます。

DVや虐待で支援を求められたら、きちんと精査する。リアル被害者には安全・安心を保証し、虚偽の申請には、「お前に食わせる支援はねえ#！」くらい言える、まともな行政組織に変えていくため、今後もこの問題を注視していきましょう。情報をお持ちの方は、ぜひお知らせください。

(編集担当・戦略担当)